

10 災害共済給付制度について

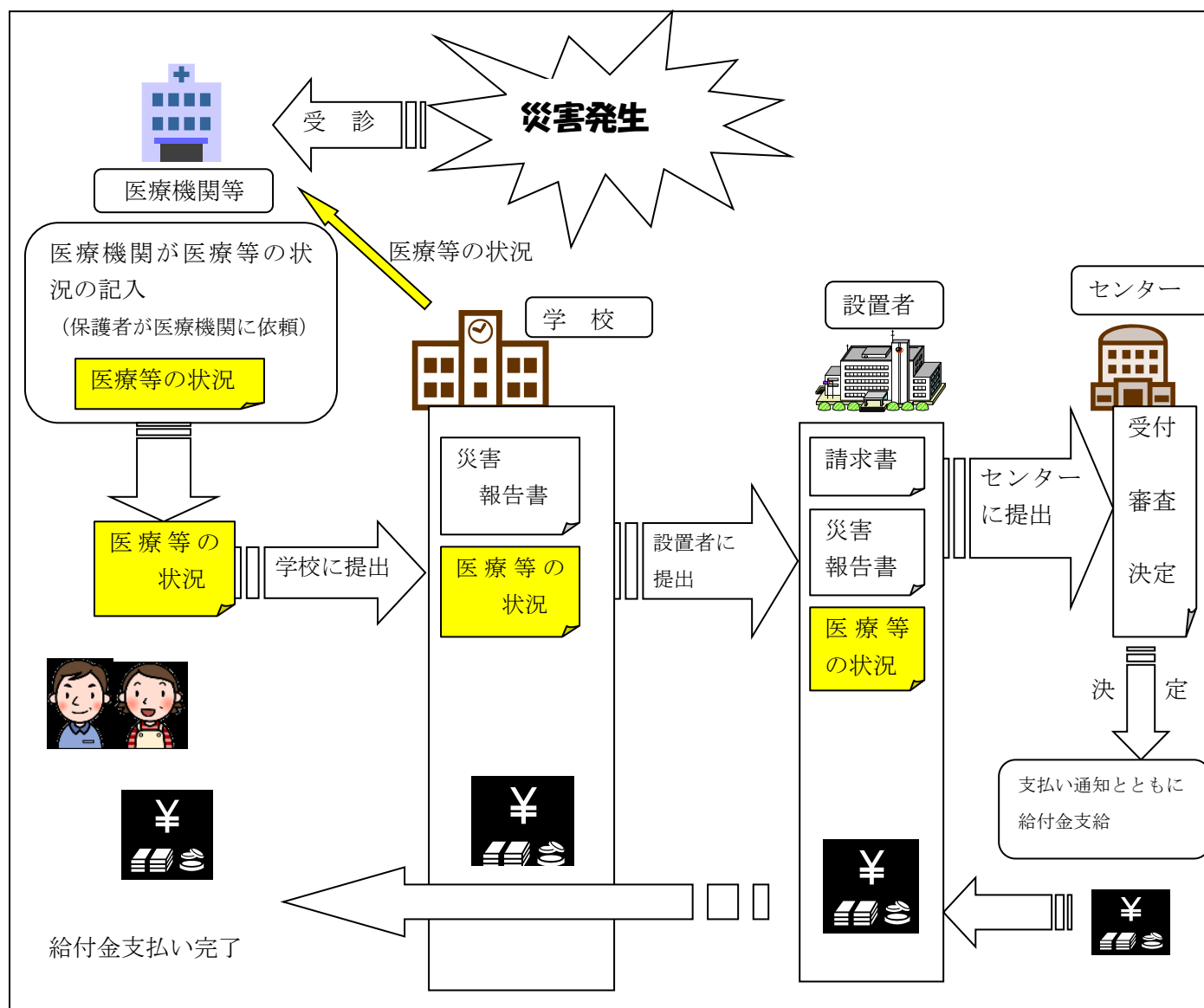
1 制度について

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）と学校の設置者（福井市教育委員会）との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

2 給付対象範囲

学校の管理下（授業中・部活動・休憩時間中・登下校時）の事由によるもので、初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円以上（保護者負担が保険診療で 1,500 円以上）のものが給付の対象となります。同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。ただし、給付事由が発生した日から 2 年間給付金支払い請求を行わないと、給付を受ける権利がなくなります。

3 申請から給付金を受け取るまでの流れ



- * 手続きが完了次第、給付金が支払われます。給付には3か月前後かかります。
- * 通院が必要な場合は、診療月ごとに医療等の状況の提出が必要です。治療に数ヶ月かかる場合は用紙を渡しますので、お申し出ください。申請は1ヶ月ごとにできます。
- * センター給付金と子ども医療費助成事業等の公費負担医療制度との併用はできません。どちらかをお選びください。